

日本玩具協会会員各位
S Tマーク使用許諾契約企業 各位

1. 消費者庁から、平成 22 年 3 月 25 日付で当協会会長あてに「鉛を含有する子ども用金属製アクセサリーの取扱いに関するお願い」の要請がありましたので、周知致します。(PDF 参照)
2. 消費者庁からの要請内容は、次のとおりです。

- (1) 製造、流通、販売の過程で取り扱う「子ども用金属製アクセサリー」(誤飲のおそれのあるサイズで、子どもが身につける可能性のあるもの)において、鉛を含有する製品には「鉛を含有する旨」(の表示)や「子供の誤飲防止に係る注意表示」を行うこと。(下記(注1)(注2)を参照下さい。)
- (2) 平成 18 年 3 月 8 日付薬食化第 0308001 号(「金属製アクセサリー等に含有する鉛について」)をもって要請を行った、子ども用金属製アクセサリーの「製品中における鉛の含有状況の把握」及び「鉛含有の低減策の推進」などにも引き続き努めること。
- (3) カドミウムについても、鉛の代替として使用される懸念があることから、可能な限り鉛と同様の対応を行うこと。

(注 1) 「子ども用金属製アクセサリー」は、装飾品として一般に玩具には該当しませんが、中には遊びの要素があることから玩具にも該当するものもあります。

ST 制度では、子ども用金属製アクセサリーについて、こうした「玩具に該当する」場合には ST マークの使用を認めています。なお、その場合に ST では、3 歳未満対象の商品については「小部品」(子どもの誤飲の可能性のあるサイズ)であってはならず、3 歳以上対象の商品については、「小部品」に該当する場合には、金属製アクセサリーの「鉛の溶出基準」に適合していること、及び「小部品の注意表示」(ST 注意表示ガイドライン)が求められています。

また、食品衛生法玩具規制において、乳幼児向けの「金属製アクセサリーがん具」(子供が飲み込む恐れのあるサイズのもの)について、「鉛の溶出基準」(ST 基準と同じ数値)が設定されています。

(注 2) ST マーク付の商品は、概ね本件要請を満たしているものが多いと考えられますが、それ以外の「子ども用金属製アクセサリー」については、本件要請を踏まえて対応することが求められます。

[本件要請の背景]

本年 1 月に米国で中国製の子ども用金属製アクセサリーからカドミウムが検出され、製品の回収が行われたことを受け、消費者庁と国民生活センターが中国や韓国製等の子ども用金属製アクセサリー 214 点についてカドミウム及び鉛の溶出量に関する調査を行った。調査結果は、カドミウムについては国際基準 (ISO 基準) を超えるものはなかったが、鉛については 9 点より食品衛生法の基準値を超える鉛が検出された。

(<http://www.caa.go.jp/adjustments/index.html>)

この9点はいずれも食品衛生法の規制対象である「金属製のアクセサリーがん具」には該当しないため法令違反ではないが、誤飲による子どもの健康被害の防止対策の更なる推進を図るために、本件要請がなされたもの。

本件の問合せ先

日玩協 事務局 (山口 中田 小林) (電話:03-3829-2513)

【参考】

平成18年3月8日付け薬食化第0308001号「金属製アクセサリー等に含有する鉛について」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0308-1.html>)